

あいち生物多様性サポーターズ 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、あいち生物多様性サポーターズ（以下「サポーターズ」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものであり、「人と自然が共生するあいち」の実現に向けて、県民や市民団体、事業者、教育機関等による生物多様性の保全活動の輪を広げ、保全活動や人材育成を図ることを目的とし、もって生物多様性主流化の加速を図るものである。

(会員)

第2条 サポーターズの会員（以下「サポーター」という。）は、個人サポーターと団体サポーターにより構成する。

2 個人サポーターは、第1条の目的に賛同し応援する個人により構成する。

3 団体サポーターは、第1条の目的に賛同する市民団体や事業者等の団体のうち、愛知県内で生物多様性保全に取り組んでいる市民団体や事業者、及び生物多様性保全に関して社会的責任を果たす意思のある愛知県内の事業者により構成する。

(活動)

第3条 サポーターは、可能な範囲で次のような活動を行う。なお、サポーターには特別な義務や権利は生じない。

(1) あいちの自然や生きものに親しみ、学ぶ活動

(2) あいちの自然や生きものを守る活動

(3) 日常生活や事業活動における生物多様性に配慮した行動

(事務局)

第4条 サポーターズの事務局は、愛知県環境局環境政策部自然環境課（地域連携保全活動支援センター）に置く。

2 事務局は、サポーターに第3条の活動に資する様々な情報を発信するものとする。

(サポーター登録及び退会・除名)

第5条 事務局は、別途定める登録フォーム等による登録申込みがあった者をサポーターとして登録することができる。

2 事務局は、サポーターから退会の申し出があったときは、サポーター登録を削除し、保有している個人情報等を消去する。

3 事務局は、サポーターがサポーターズの名誉を傷つけ、又は第1条の目的に反する行為をしたときは、当該サポーターを除名することができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、サポーターズの運営に関して必要な事項は、自然環境課長が別に定める。

附則

この実施要領は、令和4年3月25日から施行する。